

諫早市監査委員告示第9号

監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年6月7日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	森		和明

令和4年度随時監査(普通財産実地監査)結果及び措置状況

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等	措置完了日	措置内容等
R4	随時	企画財務部	契約管財課	<p>【指導事項】 市有地の使用について、貸付契約を交わさず使用している事例が見受けられた。については、普通財産の適切な管理を行うとともに、貸付または売払いについて検討されたい。</p>	<p>①令和5年4月1日 ②令和4年11月28日</p>	<p>①対象物件の利用者を特定し、管理契約を締結した。 ②対象物件の利用者を特定し、貸付契約を締結した。</p> <p>市有地(普通財産)の現況を把握するため、航空写真や現地調査での確認を行う。また、未利用財産のうち、利用可能な土地については、積極的な売却や貸付を図る。</p>